

環境省 説明資料一覧

1. 生物多様性条約第 10 回締約国会議（C O P 10）の成功	
・生物多様性条約及びC O P 10 の概要	1
・ラクイラサミット G 8 首脳宣言の概要	6
2. ポスト 2010 年目標設定への貢献	
・「2010 年目標」について	7
・2010 年目標における最終目標（ゴール）と目標（ターゲット）	8
・「地球規模生物多様性概況第 2 版（GB0 2）」の概要	9
3. 生物多様性における経済的視点の導入	
・「生態系と生物多様性の経済学（TEEB）」の概要	10
・「環境経済の政策研究」について	11
4. 科学的基盤及び科学と政策のインターフェース（接点）の強化	
・地球規模生物多様性モニタリングについて	12
・「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」の概要	15
5. S A T O Y A M A イニシアティブの推進	
・S A T O Y A M A イニシアティブについて	16
6. 生物多様性の社会における「主流化」	
・「生物多様性民間参画ガイドライン（案）」の概要	18
・「生物多様性 日本アワード」の概要	20
・生物多様性地域戦略について	21

生物多様性条約について

【生物多様性条約(CBD)の概要】

■ 経緯

- 1992・5 採択
- 1992・6 国連環境開発会議(UNCED)で署名
- 1993・5 日本が条約を締結
- 1993・12 条約発効

■ 条約の目的

- ① 生物の多様性の保全
- ② 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の
公正で衡平な配分

■ 締約国数 191ヶ国 [ECを含む。米は未締結]

■ 条約事務局

■ カルタヘナ議定書

生物多様性条約に基づき、バイオテクノロジーにより改変された生物が生物多様性の保全と持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響を防止するための措置を規定。

■ 2010年目標

- ・「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という目標
- ・2002年のCOP6
(オランダ・ハーグ)で採択

■ 生物多様性国家戦略

締約国は、条約第6条に基づき生物多様性国家戦略を策定。
わが国は2007年11月に第3次生物多様性国家戦略を閣議決定。

■ 締約国会議(COP)

締約国会議(Conference of the Parties: COP)は条約の実施等に関する意思決定を行う場。概ね2年に1度開催される。

【生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)及び カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)の日本開催】

2008年5月19日～30日にドイツ・ボンで開催された第9回締約国会議(COP9)において、COP10の2010年10月愛知県名古屋市開催が決定。

COP10の開催される2010年は、「2010年目標」の目標年であり、国連が定める「国際生物多様性年」でもある重要な節目の年。

■ COP10

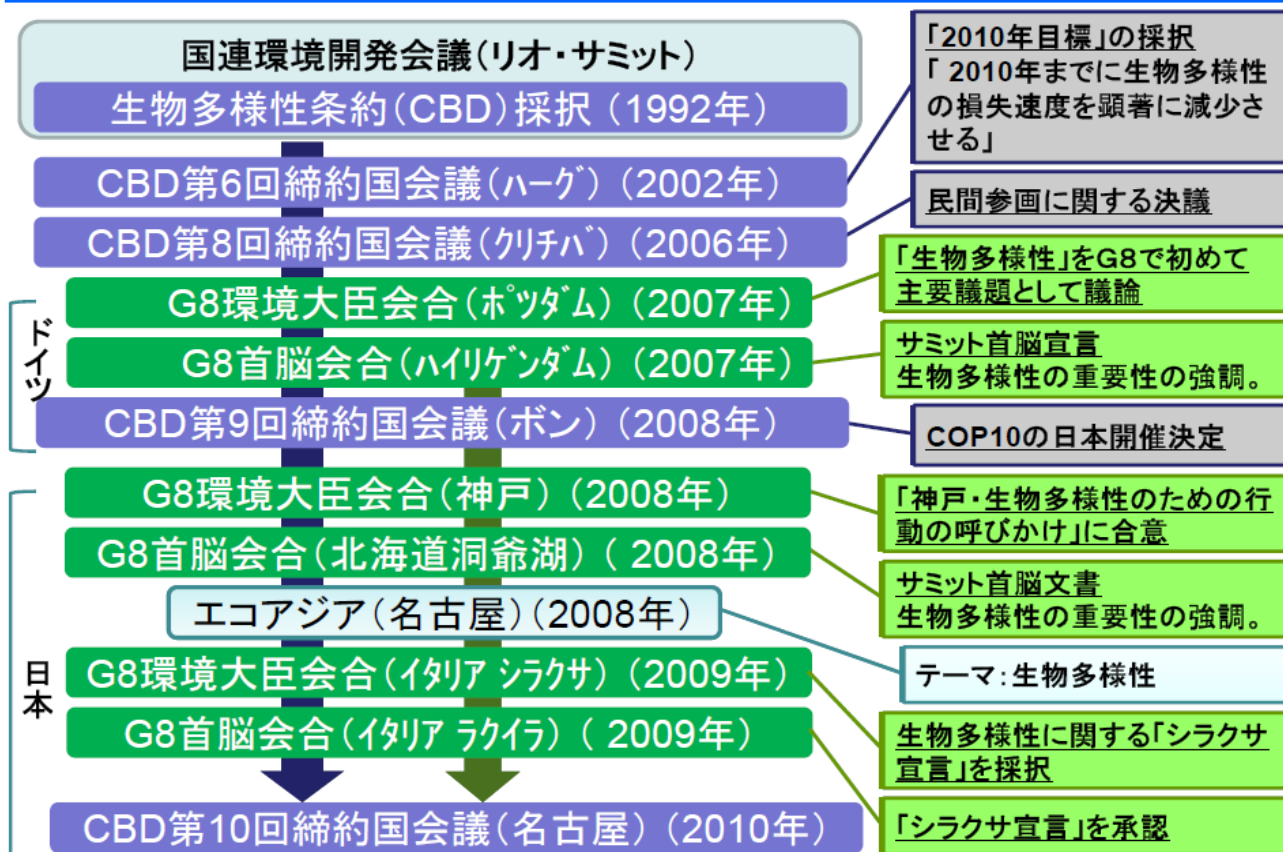
期 間: 10月11日～15日(MOP5)
10月18日～29日(COP10)
(閣僚級会合 27日～29日)

場 所: 愛知県名古屋市

■ COP10の大きなテーマ

- ・2010年目標の評価
- ・2010年以降の次期目標の採択
- ・ABSに関する国際的枠組みの検討完了

生物多様性に関する国際的な議論の経緯



生物多様性条約第10回締約国会議の議題(案)一覧

1. 主要議題

- 1) 新・戦略計画(ポスト2010年目標)＝「NAGOYA・Target」
- 2) ABSの国際的枠組み＝「NAGOYA・Regime」
- 3) カルタヘナ議定書「責任と救済」に関する規則(MOP5の議題)

2. 個別議題(案)

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| 1) 保護地域 | 9) 山地の生物多様性 |
| 2) 持続可能な利用 | 10) 伝統的知識(第8条(j)項) |
| 3) 資金メカニズム
(生態系サービスの評価を含む) | 11) クリアリングハウスメカニズム |
| 4) 科学的基盤の強化 | 12) 技術移転及び協力 |
| 5) 気候変動と生物多様性 | 13) 責任と救済 |
| 6) 民間参画(ビジネスと生物多様性など) | 14) 都市と生物多様性 |
| 7) 内陸水の生物多様性 | 15) 南々協力 |
| 8) 海洋及び沿岸の生物多様性 | 16) 侵略的外来種 |

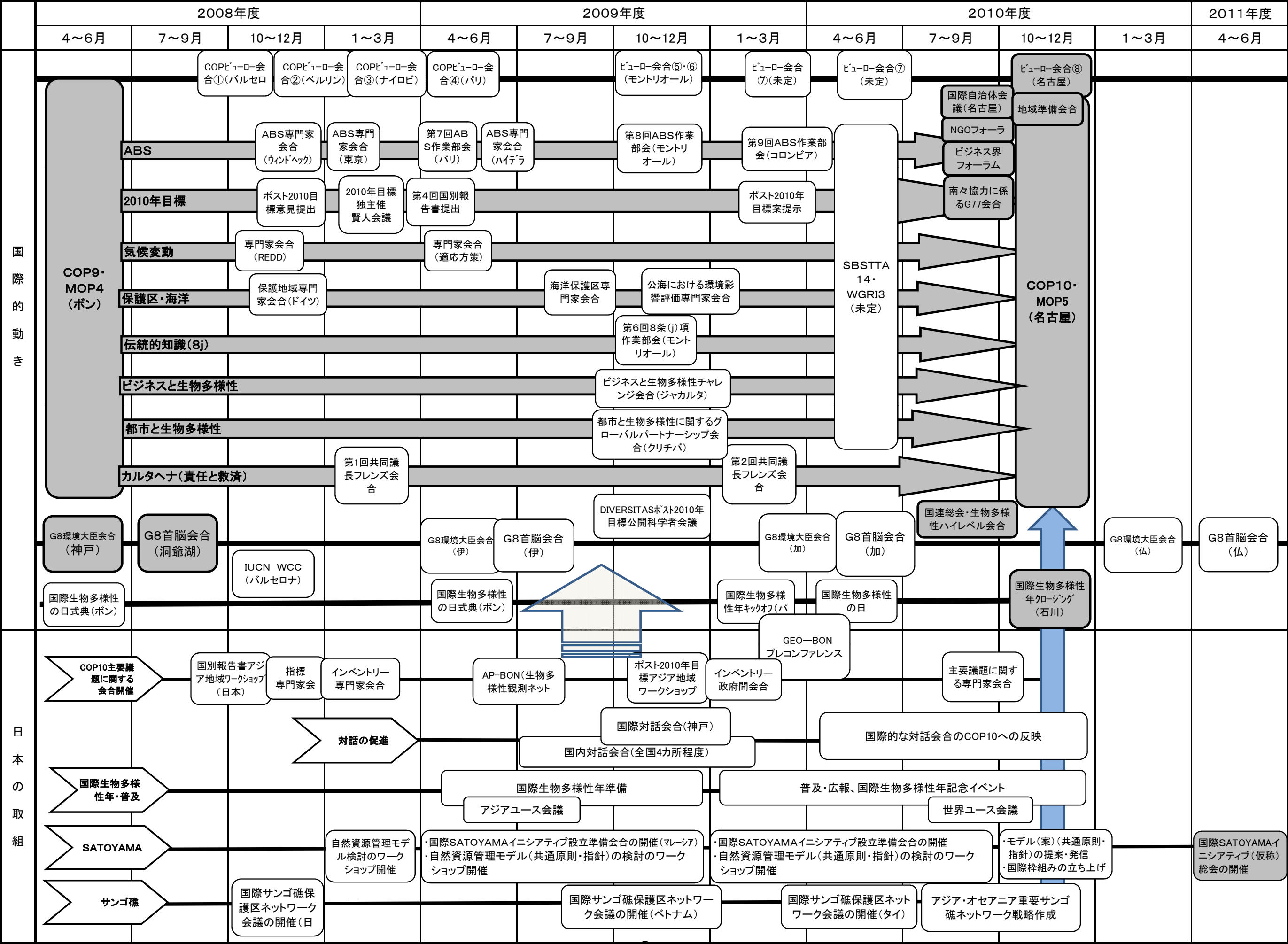
3. 閣僚級会合

生物多様性条約 COP10/MOP5 における主要議題について

主要議題の項目		概要
COP10 重要課題	条約戦略計画の改定（ポスト 2010 年目標）	・ COP6 (2002 年) で採択された現行の条約戦略計画を改定。ポスト 2010 年目標（ナゴヤ・ターゲット）を掲げるとともに、今後の重点活動を提示。 ・ 達成状況の評価（GB03）に基づく、短期・長期の目標設定、計測可能で取組の促進につながる目標設定が課題。
	遺伝資源の取得と利益配分（ABS）	・ COP6 において、遺伝資源の取得と利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関するボン・ガイドラインが採択。 ・ しかし、法的拘束力のないガイドラインでは不十分との主張もあり、COP10 (2010 年) に向けて新たな国際的枠組を検討。（ナゴヤ・レジーム）
COP10 詳細点検課題	内陸水の生物多様性	・ ラムサール条約との連携・協調の推進が主な議題。 ・ COP9 (2008 年) において、ラムサール条約との新たな共同作業計画（2007-2010 年）を採択。
	海洋及び沿岸の生物多様性	・ COP9 で海洋保護区の特定に関する科学的基準を採択。今後、当該基準を用いた環境評価及び海洋保護区特定のためのガイダンスを策定する予定。
	山地の生物多様性	・ COP7 (2004 年) において本分野の作業計画を採択。締約国に対し、山地の生物多様性の保護・復元・再生など、作業計画で示された活動の優先順位付けと、その生物多様性国家戦略への組み込みを推奨。 ・ 森林、内陸水など他の作業計画との重複排除が課題。
	保護地域	・ 陸域における保護地域の指定は進んでおり、今後は、決議・作業計画に基づく管理の向上、能力養成、資金動員、海域保護区の指定などが課題。
	生物多様性の持続可能な利用	・ SABSTTA14 においてバイオ燃料と併せて議論予定。 ・ COP7 (2004 年) において、生物多様性の持続可能な利用に関するアジスアベバ原則・ガイドラインを採択。
	（バイオ燃料）	・ バイオ燃料の生産・利用の急速な拡大を背景として、新たに議論が開始されたところ。 ・ COP9 において、バイオ燃料の正の影響を促進し負の影響を最小化するための適切な政策フレームワークの作成等について決議。 ・ COP10 までにこのような対策を促進するための地域ワークショップが開催される見込み。
	（SATOYAMA イニシアティブ）	・ わが国より、二次的自然資源の持続可能な利用に関する国際的モデルとして、SATOYAMA イニシアティブの成果をインプット。
	生物多様性と気候変動	・ COP9 において、気候変動枠組み条約における種々の検討作業への生物多様性条約からのインプットの内容等について検討を行うための専門家グループ設置が決定。 ・ COP10 までに、2 回の専門家会合を開催し、気候変動の緩和（REDD 含む）、適応方策について議論。
COP10 その他の課題	伝統的知識（第 8 条 j 項）	・ 先住民・地域住民の伝統的知識の尊重・保存・維持及びその活用から生じる利益の衡平な配分が条約第 8 条 j 項に規定。 ・ COP10 においては、作業計画の履行状況のフォロー及び優先順位付け、COP9 で採択された「先住民・地域住民の文化的・知的遺産に関する倫理規範（案）」の継続検討が課題。

	クリアリングハウスメカニズム (CHM)	・生物多様性の保全に係る技術的・科学的協力の推進のためのメカニズムとして設立。・わが国では、生物多様性センターがフォーカルポイントとなり、2004 年から日本語版の CHM を本格運用。今後、活動の強化や途上国のキャパシティビルディングが課題。
	技術移転及び協力	・気候変動技術イニシアティブ (CTI) に着想を得た、生物多様性技術イニシアティブ (BTI) の創設が論点。 ・条約実施レビュー作業部会 (WGR13) でも検討。
	責任と救済	・条約 14 条に規定する、生物多様性の損害に対する責任及び救済についての措置のあり方が課題。
	ビジネスと生物多様性	・COP9 において、ビジネス界の参画を強化するための協力等を締約国に要請すること等が決議。 ・COP9 ハイレベルセグメントにおいて、ドイツ政府が「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」を立ち上げ。
	都市と生物多様性	・COP9 においては、同時期に開催された「都市と生物多様性市長会議」がとりまとめたボン宣言がハイレベルセグメントに提出。また都市・地方自治体と生物多様性についての初の決議を採択。
	南々協力	・南々協力のための多年度行動計画の策定が課題。 ・COP9 の決議に、COP10 にあわせた南々協力フォーラムの開催支援等が盛り込まれている。
	資金メカニズム	・条約の目的達成のための資金動員戦略が COP9 で採択。既存の資金制度の強化、南々協力の推進、革新的資金メカニズムの探求など。WGR13 で実施状況等を検討。 ・ライフウェブイニシアティブ、クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金、地球環境ファシリティ等のメカニズムの生物多様性条約の履行推進にむけた活用が課題。 ・また、ドイツが「生物多様性版スターンレビュー」として開始した生態系サービスに関する経済学 (TEEB) の分析、UNEP 等による生態系サービスへの支払いに関する検討も課題。
	世界植物保全戦略	・COP6 で採択され、世界的な植物保全のための目標を提示。2010 年为目标年。条約戦略計画とあわせて COP10 において改定を検討。
	侵略的外来種	・侵略的外来種に関する国際的な規制枠組みの不整合の解消が課題。
	科学的基盤の強化	・CBD 関連の取組として、生物多様性に関する科学的基盤の強化を図るための国際協力の推進が課題。 ・WGR13 で、科学と政策のインターフェイス (IPBES) について検討。 ・COP4 で決定された「世界分類学イニシアティブ (GTI)」のほか、2008 年に開始された生物多様性観測ネットワーク (GEO-BON)、地球規模生物多様性情報機構 (GBIF) などを推進。
MOP5	責任と救済 (議定書 27 条)	・議定書 27 条では、遺伝子組み換え生物の国境を越える移動から生じる「損害」についての「責任と救済」に関する規則を作成することが求められている。 ・具体的な規則の内容について、行政的アプローチ、民事責任等の各要素を法的拘束力あるものとするかを含めて、COP10 までに作業部会を開催し検討を行う予定。

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けたスケジュール



ラクイラサミット G8 首脳宣言（抄）

平成 21 年 7 月 8 日～10 日

持続可能な天然資源の利用：気候変動、クリーン・エネルギー、技術

<中略>

生物多様性

80. 生物多様性の内在的な価値及びその経済的及び社会的福利への不可欠な貢献並びに貧困削減の中での生態系サービスの根本的な役割を認識し、ミレニアム開発目標（MDGs）を達成する中で、我々は：

- a) 現在の生物多様性損失の割合を世界的、地域的、及び国家的なレベルで大幅に削減するという生物多様性の 2010 年目標を達成するための我々の努力を強化する；
- b) 気候変動と生物多様性の政策の間の相乗効果を活用し、2010 年以降の生物多様性のためのビジョン及び野心的で達成可能な共通枠組みを確立する必要性を強調する。この目的のため、我々は、生物多様性に関する「シラクサ憲章」を、生物多様性の保全を強化する長期的戦略を促進する効果的な手段として承認する。

81. 我々はさらに、生物多様性条約（CBD）の枠組みの中も含めた今日までの国際的な努力にもかかわらず、気候変動と人間の活動の影響により悪化させられて、生物多様性損失の割合が増加していることを認識する。水及び食料の枯渇を含む生態系劣化に関連する悪影響及び炭素吸収源への悪影響を減少させ、生物多様性の保全と持続可能な利用を強化するため、我々は：

- a) 持続可能な開発政策が生態系物品及びサービスの便益を考慮し、生物多様性の保全及び持続可能な利用がすべての関連するセクターに統合されることを確保するよう努力する；
- b) 遺伝資源へのアクセスと便益の共有に関する国際的な制度に関する交渉の 2010 年までの完結に向け作業する；
- c) 生物多様性を保全するための国際的、地域的、国家的及び地方の活動を強化し拡大する；
- d) 2007 年に打ち出されたポツダム・イニシアティブ、特に継続中の世界的なイニシアティブである「生態系と生物多様性の経済学」を引き続き支持する；
- e) 生物多様性保全活動への市民社会、ビジネス界及び他の関連する利害関係者の関与を更に奨励する。

82. 強固な科学的な評価の必要性を認識し、生物多様性及び生態系サービスのための科学と政策の接点を改善するために、我々は、国連環境計画（UNEP）の下で可能な限り最も早い時期にプロセスを完了しようと努力している生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム（IPBES）について継続中の政府間プロセスを奨励する。

<以下略>

「2010年目標」について

1. 概要

「2010 年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という目標。生物多様性条約第6回締約国会議（COP6、2002 年オランダ・ハーグ）にて採択された。

2. 経緯

(1)2002 年 4 月 生物多様性条約第 6 回締約国会議

- 生物多様性条約戦略計画を採択。その中で以下の目標を明示
「締約国は現在の生物多様性の損失速度を 2010 年までに顕著に減少させる」
- また、同時に開催された閣僚級会合でも以下の内容を含む「ハーグ宣言」を採択。
「生物多様性が現在驚くべきスピードで失われている傾向を 2010 年までにとめるための措置を強化する」

(2)2004 年 2 月 生物多様性条約第 7 回締約国会議

- 2010 年目標への取組状況の評価を促すための、7つのフォーカルエリア（分野）からなる評価の枠組みを採択

(3)2006 年 3 月 生物多様性条約第 8 回締約国会議

- 地球規模生物多様性概況（GBO2）報告・公表

(4)2008 年 5 月 生物多様性条約第 9 回締約国会議

- COP10 での条約戦略計画の改定に向けて、条約の戦略計画の改定の手順を審議

2010年目標における最終目標(ゴール)と
目標(ターゲット)について

最終目標 目標	目標の概要	分野 (Focal area)
最終目標1	生態系、生息地及び生物群系の生物多様性の保全を進める	生物多様性の構成要素の保護 (Protect the components biodiversity)
目標1.1	世界の生態学的な地域のそれぞれにおいて、少なくとも10%が効果的に保全される	
目標1.2	生物多様性にとって特に重要な地域が保護される	
最終目標2	種の多様性の保全を促進する	
目標2.1	選ばれた分類学的なグループの種の生息数の衰退が、回復、維持もしくは軽減される	
目標2.2	絶滅のおそれのある種の状況が改善される	
最終目標3	遺伝子の多様性の保全を促進する	持続可能な利用の促進 (Promote sustainable use)
目標3.1	農作物、家畜及び樹木、魚及び野生生物、その他価値ある種の遺伝的多様性が保全され、関連した先住民や地元の知識が維持	
最終目標4	持続可能な利用及び消費を促進する	
目標4.1	持続的に管理されている資源から生物多様性に基礎をおいた産品が得られ、生産地域が生物多様性の保全と一致して管理され	
目標4.2	生物資源の非持続可能な消費、もしくはその生物多様性への影響が、軽減される	
目標4.3	国際的な貿易によって絶滅の危機にさらされる野性の植物相や動物相の種がない	
最終目標5	生息地の損失、土地利用の変化及び劣化による圧力及び非持続可能な水利用が軽減される	生物多様性に対する脅威への取組 (Address threats to biodiversity)
目標5.1	自然の生息地の損失及び劣化の速度が緩められる	
最終目標6	侵略的外来種からの脅威を制御する	
目標6.1	侵略的外来種となりうる主要な種の経路が制御される	
目標6.2	生態系、生息地もしくは種を脅かす、主要な外来種のための管理計画が整っている	
最終目標7	気候変動及び汚染から生物多様性への難題に取り組む	
目標7.1	気候変動に適応するため、生物多様性の構成要素の抵抗力を維持し、強化する	人類の福祉の確保のための生物多様性由来の産物とサービスの維持 (Maintain goods and service from biodiversity to support human well-being)
目標7.2	汚染とその生物多様性への影響を軽減する	
最終目標8	財やサービスを供給し、生計を支える生態系の能力を維持する。	
目標8.1	財やサービスを供給する生態系の能力が維持される	
目標8.2	特に貧しい者の、持続可能な暮らし、地元の食糧安全保障、保健医療を支える生物資源が維持される。	
最終目標9	先住民や地域社会の社会・文化的な多様性を維持する	遺伝子資源の利用による利益の平等で衡平な利益の共有の確保 (Ensure the fair and equitable sharing of benefits arising out of the use of genetic resources)
目標9.1	伝統的知識、発明、慣習を守る	
目標9.2	利益の配分を含む、伝統的な知識、発明、慣習に関する、先住民や地域社会の権利を守る。	
最終目標10	遺伝資源の利用から得られる利益の公正かつ衡平な配分を保証する。	
目標10.1	全ての遺伝資源の移転が、生物多様性条約、食糧農業植物遺伝資源に関する条約及びその他、適用可能な協定等に沿っている。	
目標10.2	遺伝資源の商業的利用等から生じる利益がそうした資源を供給する国と共有される。	
最終目標11	締約国は条約を実施するための資金的、人的、科学的、技術的な能力を向上させる。	資源移転の状況 (Ensure provision of adequate resources)
目標11.1	条約第20条に従って、条約の下での開発途上の締約国の責務が効果的に果たされるよう、新たな、及び、追加的な資金源が移される。	
目標11.2	第20条のパラグラフ4に従って、条約の下での責務を効果的に果たせるよう、開発途上締約国に技術が移転される。	

地球規模生物多様性概況第2版 (Global Biodiversity Outlook 2: GBO2)

- ・ GBO 2 では、生物多様性条約事務局が2010年目標の進捗状況を評価するための15の指標により生物多様性の状況を評価。2006年のCOP 8において報告、公表された
- ・ 12の指標で悪化傾向であるなど、生物多様性の損失が進行
- ・ また、この15の指標以外にも以下のような生態系等の悪化状況を明示
 - － 2000年以降、毎年600万 ha の原生林が喪失
 - － 1970年から2000年の間、内水面の生息種、海洋及び陸域の生息種の個体数 (average species abundance) は、それぞれ50%、30%減少
 - － 地球規模での資源に対する需要は、地球が資源を再生産する能力を約20%超過

(* GBO : 生物多様性条約事務局が条約の実施状況を把握するために作

表 GBO2による生物多様性の状況に関する評価結果

＜分野:フォーカルエリア＞		評価結果
GBO2で評価を行った指標		
＜多様性の構成要素の状況と傾向＞		
特定の生物群系、生態系及び生息地の規模の推移		悪化
特定の種の個体数及び分布の推移		悪化
保護地域の指定範囲		改善
絶滅のおそれのある種の指定の変更		悪化
主な家畜、栽培種及び養殖魚の遺伝的多様性の推移		悪化
＜持続可能な利用＞		
持続可能な森林、農地生態系等の面積		悪化
生態系フットプリント(※)及び関連する概念		悪化
＜生物多様性への脅威＞		
窒素の集積		悪化
外来生物の傾向		悪化
＜生態系の健全性と生態系による財、サービスの提供など＞		
海洋食物連鎖指数		悪化
生態系の連続性と分断性		悪化
水域生態系の水質		悪化／改善
＜伝統的知識、革新、慣行などの状況＞		
固有の言語の多様性の状況と言葉を話す人の数		悪化
＜利益へのアクセス及び配分の状況＞		
開発中		不明
＜資源の移転の状況＞		
条約の支援のために提供されたODAの額		悪化

※生態系フットプリント: 人々の資源消費量のために必要となる地表の面積により生態系への負荷を示したもの

生態系と生物多様性の経済学

(TEEB : The Economics of Ecosystems and Biodiversity)

平成19年3月 G8環境大臣会合 (ドイツ・ポツダム)

- 「ポツダム・イニシアティブ生物多様性2010」が支持され、生物多様性の地球規模の損失に関する経済的評価の重要性が指摘される。

ドイツ政府がドイツ銀行のスクデフ氏を中心に研究を開始

平成20年5月 生物多様性条約COP9 (ドイツ・ボン)

- 閣僚級会合でスクデフ氏よりTEEBの中間報告が発表される。
(TEEBは2つのフェーズで構成。中間報告は第1フェーズの要約。)

中間報告の概要

- 生態系サービスの直接の受益者の多くは貧困層であり、生物多様性の損失と貧困は不可分に関連。
- 損失率4% (仮定) では、50年後 (孫の世代) に引き継ぐサービスが1/7になり、倫理的問題。
- 森林の破壊による経済的損失が、2050年には年間220～500兆円に及ぶ可能性がある。

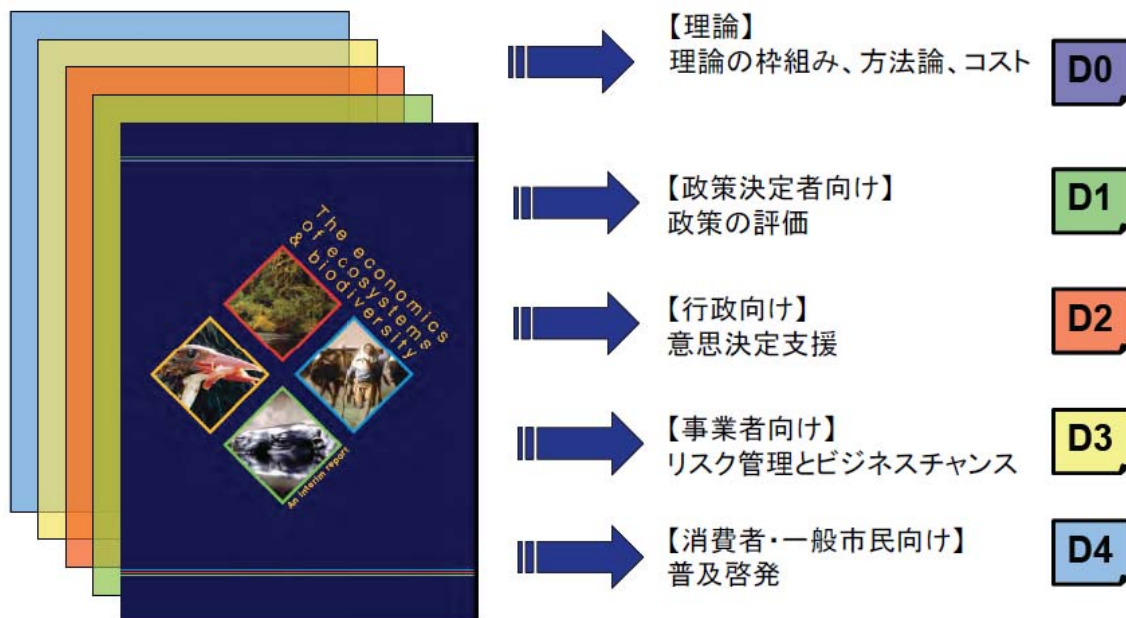
今後、第2フェーズをとりまとめ (日本も一部協力)

平成22年10月 生物多様性条約COP10 (名古屋)

- 最終報告書が公表される予定。

経済が生物多様性施策において強力な道具であることや、生物多様性の価値が広く理解されることにより、政策が改善され得ることを証明する方針。

TEEB 第2フェーズの構成



◆ 第2フェーズの目標: 第1フェーズを発展させ以下の目標を達成する。

- ・「科学と経済学の枠組み」を強化すること。
- ・「推奨される経済評価手法」を確認すること。
- ・「何も対策を行わない」場合のシナリオと代替シナリオを比較し便益と費用を調査すること。
- ・政策改革と総合的な影響評価をサポートする「政策ツールキット」を開発すること。
- ・主要な「エンドユーザ」と初期段階から関わること。

「環境経済の政策研究」について

1. 「環境経済の政策研究」の概要

国際的・国内的に新たな取組が求められている課題について、環境と経済との関係のより深い理解に立った効果的な取組を進めるため、環境と経済とのダイナミックな相互関係に関する分析、環境の価値の経済的な評価手法、政策の経済学的な評価手法等、政策の企画・推進を行うための基盤を形成する観点に立った研究を実施する。

本研究では、環境省が、行政課題を踏まえ政策研究を行うべき研究分野を設定し、公募選定を行い、選定された研究者と行政担当者との緊密な連携により研究を進めていく。

本年度は、以下の研究分野について研究課題の募集を行う。

○研究分野 1：環境政策と経済との地球規模での相互作用の研究

- ・国際的な経済と 3 R、温暖化、生物多様性などの環境政策との相互関係についての研究 等

○研究分野 2：環境保全と雇用等の企業の発展に関する研究

- ・企業の環境活動が技術発展、企業経営、企業の成長に及ぼす影響 等

○研究分野 3：効果的な環境政策形成に関する研究

- ・経済と環境政策についての評価モデルによる検討
- ・都市・地域における温暖化対策や地域循環圏の取組と地域経済への影響についての検討 等

2. 「生物多様性」に関する公募分野の方針

○生物多様性の価値や生態系サービスの経済的な評価と政策ツールに関する研究

経済のグローバル化等による生物多様性・生態系サービスの損失が世界共通の問題となっており、生態系サービスと経済活動との関係分析に基づいた政策検討が課題となっている。加えて、今後は温暖化による生態系への影響も重大な課題となる。国際的には、EU及びドイツ政府の主導によって生態系と生物多様性の経済学（TEEB）プロジェクトが開始され、COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）において、生物多様性・生態系サービスの損失に係る経済的分析に基づいた検討結果が公表される予定である。この TEEB プロジェクトとの連携協力を図り、生態系サービスの経済価値を含む評価に関する事例研究等により、主としてアジアでの人間活動による生物多様性・生態系サービスの損失・保全や持続可能な利用に関するコスト等の把握や、これらのコストによる経済発展への影響に関する経済的評価を行う。さらにこの分析結果を踏まえた政策オプションを検討する。

3. 募集期間

平成 21 年 6 月 23 日～7 月 13 日

東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII)

生物多様性情報

保全施策に不可欠な生物多様性情報が散在しアクセスが困難

現状

生物多様性の評価、違法取引防止等保全に不可欠な生物分類能力が不足

生物多様性情報の整備



各国・関連機関との連携
実態・ニーズ調査

生物多様性情報拠点との
連携

国際専門家会合開催

「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ」基本戦略と作業計画の作成(COP10で成果発表)

研修プログラムの開発・実施

分類学能力向上のための
行動計画策定



情報の蓄積・共有・利用促進

生物多様性情報の発信

生物多様性条約2010年目標、
その後の目標達成評価

成果

貢献

GBO, MA, GBIF, GEOSS等への
情報提供

生物分類能力の向上

GTI作業計画の
履行

地球規模生物多様性モニタリング体制の構築

気候変動等による地球規模の生態系変化が問題となっている現在、国境を越えた生態系モニタリング体制の確立、データの収集・分析により、その変化を的確に把握し、評価することが不可欠

課題

1. データ・情報が散在
2. 不均一なデータ収集
3. 国際連携
4. モニタリング能力向上



各種データの収集と統合的解析

- ・温暖化影響に焦点をあて、生態系の分析
評価手法の確立

解析結果の評価

統一的モニタリング手法の確立

生態系モニタリングのためのプロトコル作成

国際ワークショップの開催

- ・地球規模モニタリング体制構築のための
枠組み構築(基本戦略策定)
- ・モニタリングサイトの決定

研修プログラム開発と実施

- ・プロトコルに沿った研修プログラム開発
- ・試行的研修プログラムの実施

情報発信

- ・Web等による情報発信

情報提供

地球規模生物多様性 モニタリング・ネットワーク



情報のデータベース・共有化
解析による変化の把握・評価
保全施策への情報提供

統一手法による
データ提供



アジア太平洋地域の各サイト

GEOSS: 全球地球観測システム
ILTER: 国際長期生態学研究
ネットワーク
GBIF: 地球規模生物多様性
情報機構

地球規模モニタリング・ネットワークの構築

地球規模、国レベルでの
生物多様性保全への貢献

地球規模生物多様性モニタリング推進事業について

1. 東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）

（１）目的

東・東南アジア各国、関係機関の参加のもと、生物多様性条約の履行、各国の保全施策に直ちに利用可能な生物多様性情報を整備し、情報提供を推進するとともに、生物多様性保全に貢献できるような分類学能力向上のための地域行動計画策定とプログラムの実施を推進することで、生物多様性条約の目標達成に貢献する。

（２）生物多様性情報の整備

【内 容】

地球規模生物多様性情報機構（GBIF）等の生物多様性基礎情報や各地に散在する当該地域の生物多様性情報を参加国及び機関の連携により収集整理し、生物多様性評価、生物多様性国家戦略の策定・見直し、各種保全施策等に直ちに利用できる生物多様性情報を整備し、提供していく。

【生物多様性情報の具体例】

絶滅危惧種生息情報（RDB）、各生態系における指標生物の生息情報、干潟、湖沼等湿地における渡り性水鳥類の生息状況等

（３）生物多様性保全を強化するための分類学能力の向上

生物多様性や生態系のモニタリング、法執行（CITES、IAS 等）等に必要な分類学能力を向上するため、生物多様性条約 COP9 で決議された成果目標を付した世界分類学イニシアティブ（GTI）作業計画に沿って、地域レベルの分類学能力構築のための作業計画を策定し、生物多様性保全における分類学のニーズ把握、分類学能力向上のための研修プログラムの開発と実施を、参加国、関係機関の協力のもと実施することで、分類学の人材増加と能力向上を促進する。

（４）実施スケジュール

2009 年 1 月 専門家会合・シンポジウム開催（21～22 日、東京）、ESABII 戦略案の検討。

5 月 ASEAN+3 GTI Workshop の開催（19～22 日、フィリピン）。保全のための分類学と生物多様性情報のニーズ把握及びネットワーク形成のためのワークショップ開催。

12 月 ESABII 政府間会合開催、参加国・機関によるイニシアティブ推進のための戦略の合意によるイニシアティブ正式発足。作業計画の検討。

2010 年 5 月 第 14 回 SBSTTA（ナイロビ）にて ESABII を GTI 作業計画履行のための地域的イニシアティブとして位置づける。

10 月 COP10 にて ESABII 会合開催、ESABII 作業計画合意。

2. 地球規模生物多様性モニタリング体制の構築

(1) 目的

気候変動等による地球規模の生物多様性・生態系変化が問題となっている現在、国際的な生物多様性観測のための枠組み（GEO-BON、ILTER 等）との協力のもと、生物多様性モニタリングネットワーク構築を促進するとともに、データの収集、分析及び統合化を推進し、生物多様性の変化を的確に把握し、評価することで、地球規模又は国レベルでの生物多様性保全に貢献する。

(2) 活動内容

【国際ワークショップの開催】

GEO-BON（J-BON）等との連携により、アジア・太平洋地域各国の専門家参加の下、ワークショップを開催し、生物多様性モニタリングネットワークを構築し、強化すべき生態系の抽出、既存のモニタリング・研究の枠組みの連携、データの統合化等を検討するとともに、行動計画を作成する。

【研修プログラムの開発と実施】

NaGISA 等既存の生物多様性モニタリングを参考に、統一的手法による生物多様性モニタリングのためのプロトコルを必要な生態系について作成し、プロトコルに沿った研修プログラムの開発、実施を行うことで、モニタリング活動の支援を行なう。

【国際的枠組みとの連携と情報発信】

GEO-BON（J-BON）、ILTER（JaILTER）、AWC、CoML（NaGISA）等、既存の国際生物多様性モニタリングの枠組みと連携し、東アジア・太平洋地域における生物多様性モニタリングネットワークの構築、モニタリングの支援、情報の提供と共有化を図ることで、生物多様性保全に貢献する。

(3) 実施スケジュール

- 2009 年 5 月 J-BON ワークショップ開催（8～10 日、東京大学駒場キャンパス）。生物多様性モニタリングの国内でのネットワーク化、統合的生物多様性データベース構築、アジア地域生物多様性メタデータ集等の検討。
- 7 月 アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）ワークショップ開催（21 日～22 日、名古屋）。アジア太平洋における生物多様性観測のネットワーク化とデータの統合化の検討。
- 12 月 AP-BON COP10 プレ・コンファレンス準備会合
- 2010 年 1 月 GEOSS-AP シンポジウム開催（1～3 月、バリ）。アジア太平洋地域における生物多様性観測ネットワーク化のための基本戦略の検討・合意。
- 3 月 COP10 プレ・コンファレンス開催（22 日～24 日）。作業計画の検討。生物多様性メタデータ集、統合的生物多様性データベース・デモ版等、COP10 に向けた成果物の公開。
- 5 月 第 14 回 SBSTTA。成果の公表、ポスト 2010 年目標へのインプット等
- 10 月 COP10（名古屋）。

生物多様性及び生態系サービスに関する 政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）

1. 目的

科学と政策のインターフェースの強化を通じ、科学を政策に反映させる。

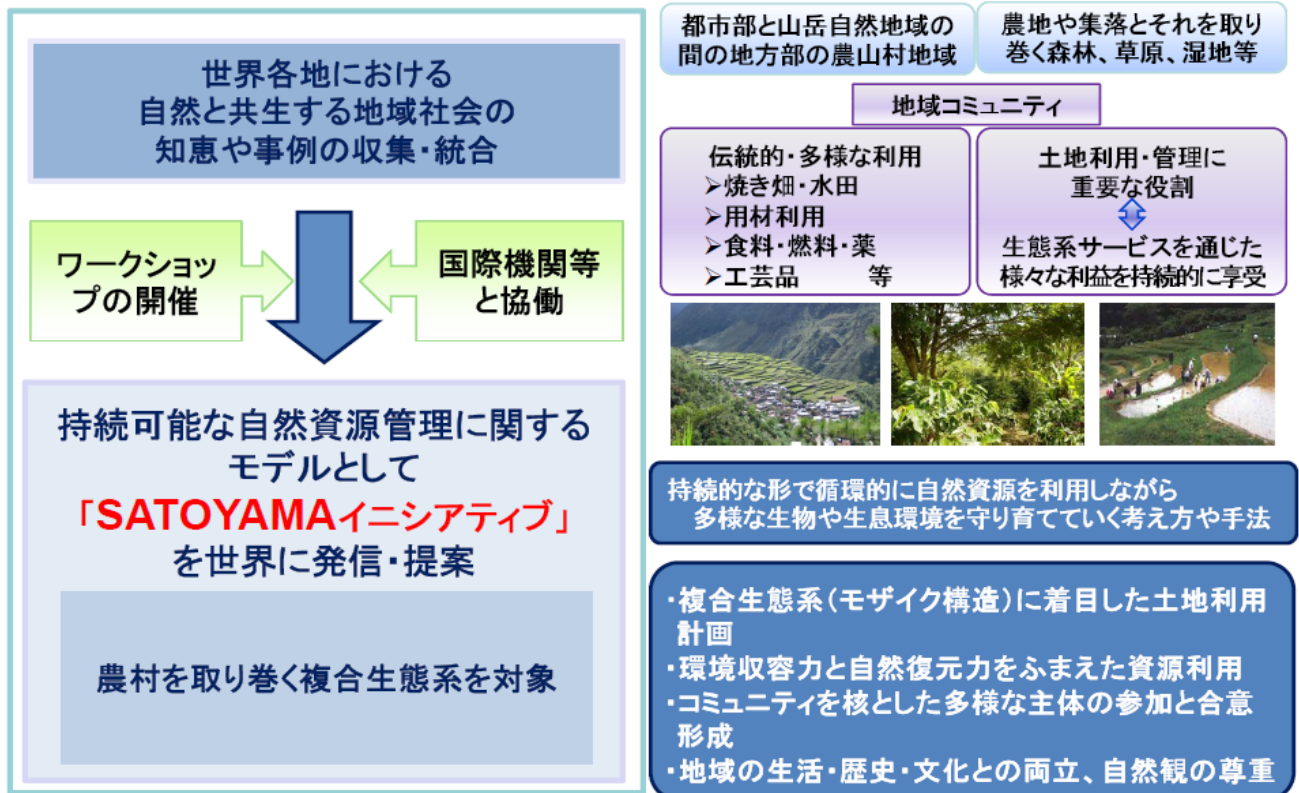
2. 経緯

- 2005 年 1 月 フランス政府主催の生物多様性会議で、気候変動枠組条約の IPCC のような、生物多様性の動向評価等を行う政府間パネルの創設が提案。生物多様性に関する国際科学専門家機構（IMoSEB）に関する協議プロセスを開始。
- 2007 年 11 月 フランスで開催された IMoSEB 国際運営委員会は、国連環境計画（UNEP）事務局長に対し、フランス政府や生物多様性条約（CBD）事務局等と協力し、政策と科学の効果的なインターフェースの構築を検討するための国際会議の開催を要請。
- 2008 年 11 月 マレーシアで UNEP が IPBES の第 1 回マルチ・ステークホルダ会合を開催し、活動や様態について検討。UNEP がさらなる分析を行い、結果を第 25 回管理理事会に提示すること等を勧告。
- 2009 年 2 月 ナイロビで開催された UNEP 第 25 回管理理事会において、今後の協議プロセスを継続することを決定。
- 2009 年 10 月 ナイロビで開催される IPBES の第 2 回マルチ・ステークホルダ会合において、さらなる議論を実施。

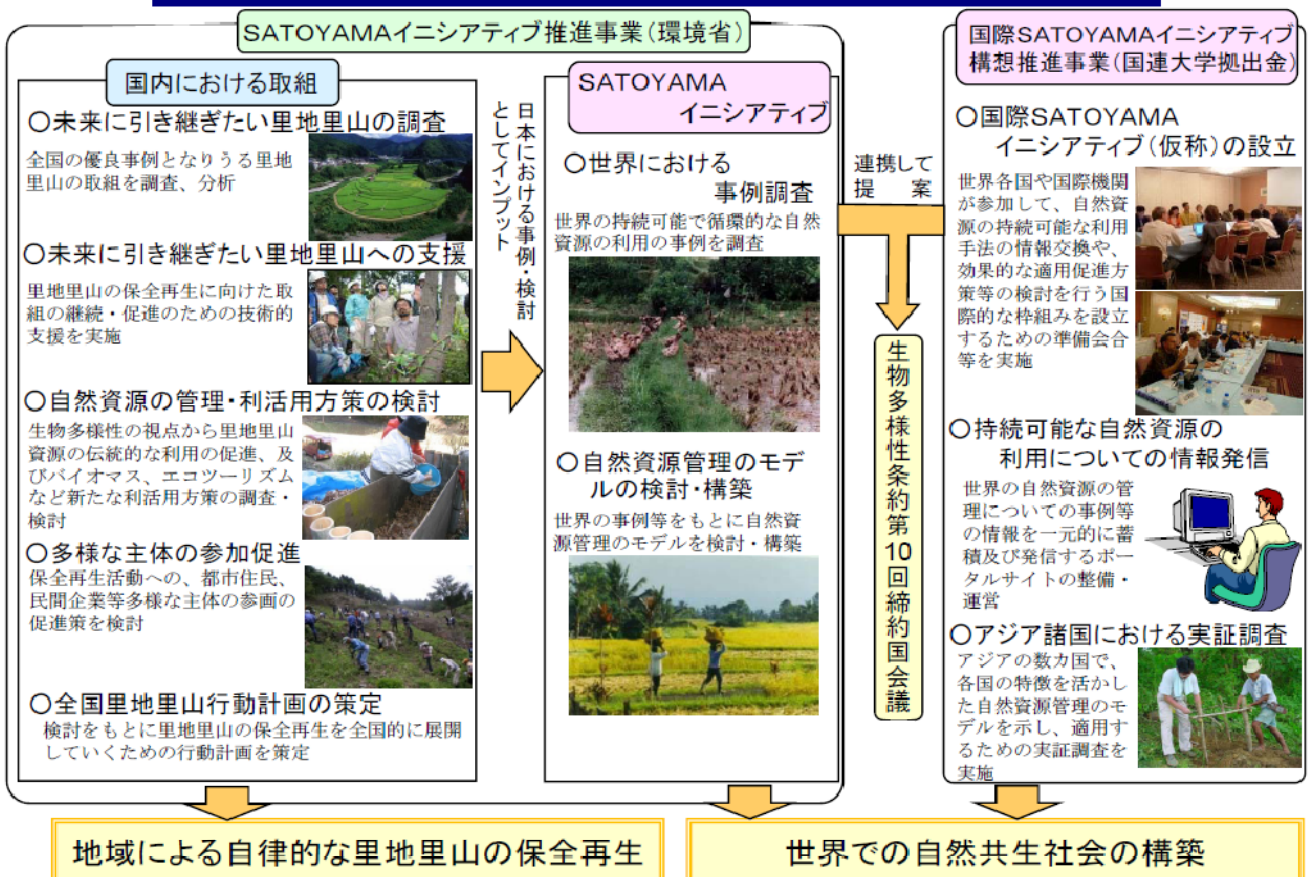
3. 論点

- IPBES の設置については、積極的な推進を主張する国がある一方で、その位置づけや担うべき役割の範囲等についての慎重な検討を要請する国があるなど、コンセンサスが得られていない。
- 我が国は、科学及び政策のインターフェース強化の重要性を認識し、本プロセスを推進すべきとの立場であるが、効率性を図るため他のメカニズムとの重複を回避し、生物多様性に関する多くの条約を包含するとともに、多くのメンバーが参加できるものにすべきであると考えている。

自然共生モデルの提唱～SATOYAMAイニシアティブ～



SATOYAMAイニシアティブ推進事業



SATOYAMAイニシアティブの進め方

「世界各国や国際機関が参加した、自然資源の持続可能な利用手法の情報交換や効果的な適用促進方策等の検討を行う国際的な枠組み」を設立するため、準備会合を開催し、SATOYAMAイニシアティブの理念と枠組みを検討。

◇第1回準備会合◇

2009年7月25日 国連大学本部

- ・里山的ランドスケープの特徴と意義を整理。
- ・SATOYAMAイニシアティブを国際的に広めていくにあたって、効果的なイニシアティブのデザイン(理念、持つべき視点)を検討。



3つの理念

人と自然の共生と循環に関する
知恵の結集

伝統知識と現代の科学知識
の融合

新たなコモンズの創造

5つの視点

ランドスケープの特徴の理解と環境
容量・自然復元力の評価

地域の伝統的知識と現代の科学知識の融合

生態系サービス最適化のための計画の策定

多様な主体による土地と自然資源の共同
利用と管理参画

地域社会・経済への貢献

★主な意見★

- ・人間の福利の向上を念頭に置くべき。
- ・食糧問題 / 燃料問題の視点を持つこと。
- ・発展途上国にインセンティブを与えるデザインであるべき。
- ・都市計画、農林水産施策を含めた総合的な視点が必要
- ・枠組みの立ち上げに向けた運営委員会的組織が必要。

◇第2回準備会合◇

2009年10月1-3日 マレーシア ペナン

アグロフォレストリ会議(8月)

COPビューロー会議(9月)

アジア地域の二次的自然域における生態系サービスの利用と管理方法について、共通点や相違点を整理しつつ、国際SATOYAMAイニシアティブの枠組みの構築に貢献する。

◇第3回準備会合◇

2010年1月下旬 ヨーロッパ

神戸国際対話(10月)

COPビューロー会議(11月)

世界各地域からの参加のもとに、自然資源管理モデルの内容や国際的な枠組みによる展開方策について議論し、5月に開催予定のSBSTTAへの提言を取りまとめる。

◇追加準備会合(?)◇

トロンハイム会議(2月)

COPビューロー会議(3月)

第14回SUBSTTA(5月)

◇CBDCOP10◇ 2010年10月愛知県名古屋市

SATOYAMAイニシアティブの提案

パートナーシップ(枠組み)の設立

生物多様性民間参画ガイドライン(案)の概要

◆いのちと暮らしを支える生物多様性

地球が誕生して以来、長い時間をかけて私たち人間も含めた様々な生物が生まれ、つながりあって生きてきました（「**生物多様性**」）。

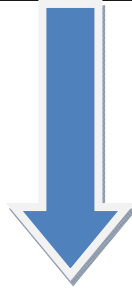
この生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）によって、私たちのいのちや暮らしは支えられています。

<生物多様性の恵みの例>

お米、野菜、木材、魚、おいしい水などをもたらしてくれる

山、川、海などの地域の景観やその土地固有の文化を生み出す

自然の仕組みから技術革新の着想を得る



<生物多様性の現状を示す例>

人間活動の影響により、生物種の絶滅速度はここ数百年で約1,000倍に加速

世界の森林生態系が年間約7万3千km³減少（日本の国土面積の約5分の1）

◆生物多様性の恵みを享受し続けるためには、皆が連携した取組が必要

将来にわたり、私たちが生物多様性の恵みを享受していくためには、社会を構成する私たち皆が連携して生物多様性を守り、その恵みを使い尽くすことのないよう持続可能な利用をしていかなければなりません。事業者も社会の一員として、重要な役割を担っていくことが期待されます。

<生物多様性の取組から期待されるもの>

生物多様性に配慮した原料調達により、経営の安定化が期待される

事業者や商品のブランド価値向上が期待できる

生物多様性の保全技術等は新たな市場の創出につながる

生物多様性の取組は、地球温暖化の防止など、他の環境問題の解決にもつながる

◆主な国内外の動向

民間参画に関する決議（2006年3月・ブラジル（COP8））

生物多様性の保全と持続可能な利用への民間参画の重要性と促進に関する決議。

G8 環境大臣会合

（2008年5月・兵庫県神戸市）
「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の採択。

生物多様性基本法

（2008年6月）
生物多様性の施策の推進と、自然共生社会の実現を目指す基本法。

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

（2010年10月・愛知県名古屋市）
世界の191か国が加盟する条約の第10回締約国会議。COP10では、民間参画が重要なテーマとなる見込み。

◆事業者に期待されること

事業者は消費者も含めた様々な主体と連携して、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組み、生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することを通じて消費者のライフスタイルの転換を促すなど、自然共生社会、持続可能な社会の実現に向けて貢献していくことが期待されています。

事業者が生物多様性のための取組を自主的に行う際の基本的考え方

理念 ①生物多様性の保全

②生物多様性の構成要素の持続可能な利用

取組の方向

- ①事業活動と生物多様性との関わり（恵みと影響）を把握するよう努める。
- ②生物多様性に配慮した事業活動等を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減を図り、持続可能な利用に努める。
- ③取組の推進体制を整備するよう努める。

取組の進め方

- ① 生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むという方針を示す。
- ② 取り組むべき優先事項を特定し、実施可能なものから段階的に取り組む。

基本原則

①生物多様性に
及ぼす影響の
回避・最小化

②予防的な取組と
順応的な取組※

③長期的な観点

考慮すべき視点

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ①地域重視と広域的・グローバルな認識 | ⑤サプライチェーンの考慮 |
| ②多様なステークホルダーとの連携と配慮 | ⑥生物多様性に及ぼす影響の検討 |
| ③社会貢献 | ⑦事業者の特性・規模等に応じた取組 |
| ④地球温暖化対策等その他の環境対策等との関連 | |

参考 1 取組の進め方の参考例

参考 2 事業者と生物多様性との関わり方の把握の参考例

参考 3 事業者の活動の主な場面別の取組

参考 4 社会貢献活動

参考 5 具体的な事例

参考 6 生物多様性に関連する最近の主な資料

参考 7 記述に関連する参考情報

参考 8 生物多様性に関する法律の概要

※ 予防的な取組：科学的な証拠が完全でなくとも、対策を先送りすることなく予防的に対策を講じる取組

順応的な取組：事業等について継続的にモニタリングを行い、その結果に応じて計画等を柔軟に見直す取組

「生物多様性 日本アワード」の概要

1. 概要

財団法人イオン環境財団と環境省は、2010 年に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）に向けて、「生物多様性の保全」及び「生物多様性の持続可能な利用」を推進することを目的に、優れた取組を顕彰する「生物多様性 日本アワード」を創設する。

■名称：生物多様性 日本アワード（英語名：Japan Awards for Biodiversity）

■主催者：財団法人イオン環境財団及び環境省

■創設時期

本年 10 月 9 日（金）に、COP10 が開催される愛知県名古屋市において第 1 回顕彰を実施予定。なお、顕彰は隔年で実施する予定。

■顕彰の要件

国内における個人・団体による取組、もしくは国内に本拠地を置く個人・団体による海外における取組であって、「生物多様性の保全」又は「生物多様性の持続可能な利用」に顕著な貢献が認められるものを対象とする。

2. 顕彰分野

顕彰分野は、2つの領域と4つの分野から構成される8つの部門とする（下記参照）。また、この中で傑出した取組については、「生物多様性 日本アワード グランプリ（仮称）」として、環境大臣による顕彰を予定。

	A. 生物多様性の保全領域	B. 生物多様性の持続可能な利用領域
1. フィールド分野	【1A 保全フィールド部門】 特定の地域（フィールド）における保全・再生のための活動等の取組、もしくはそれらの推進に資する取組	【1B 利用フィールド部門】 特定の地域（フィールド）における生物多様性の持続可能な利用のための活動等の取組、もしくはそれらの推進に資する取組等
2. リサーチ分野	【2A 保全リサーチ部門】 保全に関わる調査、研究、技術開発等	【2B 利用リサーチ部門】 生物多様性の持続可能な利用等に資する調査、研究、技術開発等
3. プロダクト分野	【3A 保全プロダクト部門】 保全活動等に資する商品やサービス、もしくは保全活動等により産出される商品やサービス	【3B 利用プロダクト部門】 生物多様性の持続可能な利用により開発された商品、もしくはそのような利用に資する商品やサービス
4. コミュニケーション分野	【4A 保全コミュニケーション】 生物多様性の保全の重要性の理解を促すための教育活動や広告・広報活動等	【4B 利用コミュニケーション】 生物多様性の持続可能な利用の重要性の理解を促すための教育活動や広告・広報活動等

3. 審査選定

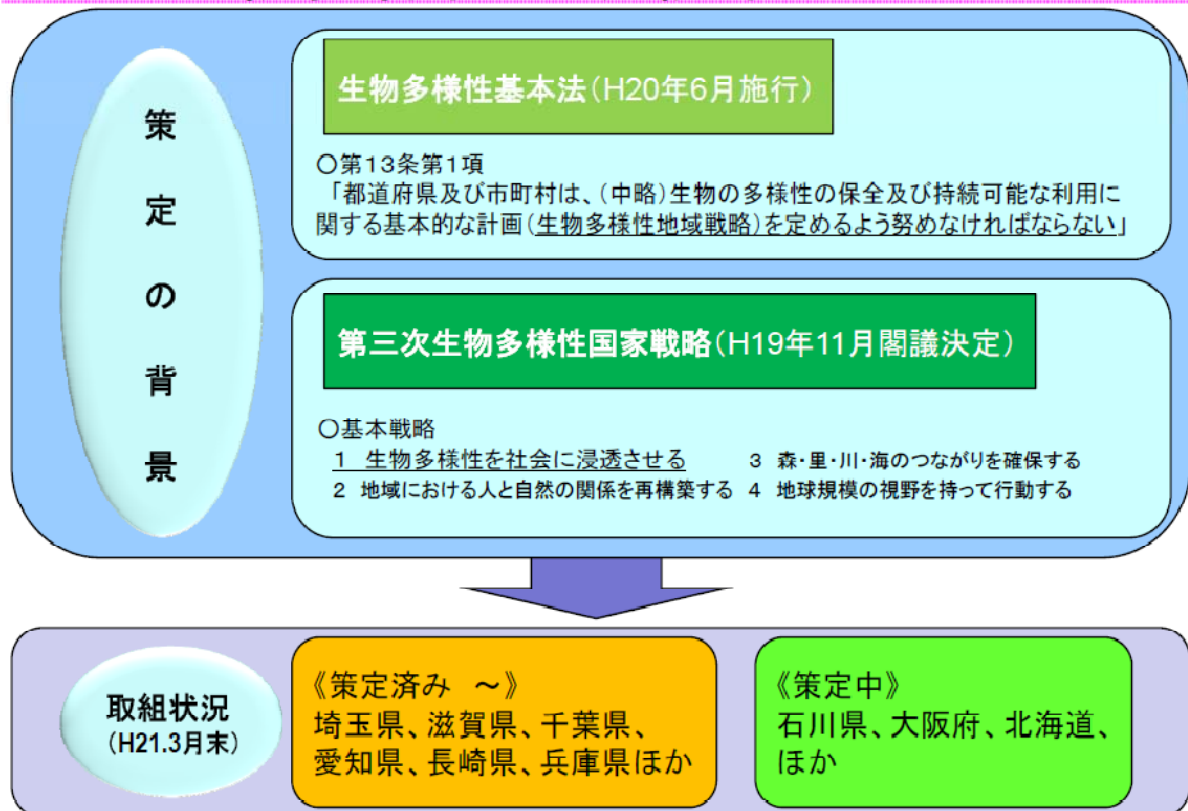
顕彰は、有識者等 10 名程度から構成される「生物多様性 日本アワード審査委員会（仮称）」が行う。

審査委員長には、ユニバーサルデザイン総合研究所長・赤池学氏を予定。

4. その他

COP10 開催年である 2010 年には、生物多様性条約事務局等との連携のもと、「生物多様性の保全」や「持続可能な利用」について国際的に顕著な功績が認められる個人又は団体と取組に対する顕彰を行うことを検討中。

生物多様性地域戦略について



全国の生物多様性に関する地域戦略策定の例

名称	策定	特徴
生物多様性保全県戦略(埼玉県)	H20	・家庭、事業所等での取組可能事例の紹介 ・ポンチ絵を多用したわかりやすい取組イメージの紹介
生物多様性ちば県戦略	H20	・計画段階から県民参画を行う「千葉方式」 ・地球温暖化と生物多様性を一体的に捉える視点 ・生物多様性センターの設置
長崎県生物多様性県戦略	H21	・基本法施行後初の策定事例 ・多様な主体の役割を明記 ・市町、NPO等への支援事業を創設
生物多様性ひょうご戦略	H21	・森、川、里地等生態系ごとの状況を詳細に記述 ・コウノトリの野生復帰等の実績とりまとめ
あいち自然環境保全戦略	H21	・生態系ネットワークの形成 ・環境保全型農業の推進等 ・企業活動と生物多様性の調和の方向性を呈示 ・COP10開催地にふさわしい地域づくりの指針

策定済みの事例等も参考に、環境省で「策定の手引き」を作成中(パブリックコメント中)

「生物多様性地域戦略策定の手引き（案）」の概要

1. 概要

都道府県や市町村が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために、生物多様性地域戦略を策定する際に参考となる基礎的な情報や考え方などを取りまとめたもの。

2. 手引き（案）の作成方法

先進的取組を行っている地方公共団体の担当職員等にヒアリングを行った後、都道府県及び政令市へのアンケート調査（2回）及び、学識経験者、地方公共団体職員、NPO等を含めたグループヒアリングによる意見交換を経て作成された。

3. 手引き（案）の概要

■第1部：生物多様性地域戦略の必要性

1. 1 なぜ、生物多様性の保全・持続可能な利用が重要なのか？
1. 2 ‘生物多様性’とは？
1. 3 国内外の動向

■第2部：生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の全体像

2. 1 生物多様性地域戦略の要件等
2. 2 生物多様性地域戦略の構成
2. 3 生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の概要

■第3部：生物多様性地域戦略の策定過程等における参加・連携等の手法

3. 1 参加・連携等に関する考え方
3. 2 多様な主体の参加・連携の手法
3. 3 庁内関係部局との調整の手法
3. 4 策定過程における参加・連携等の手法の組み合わせ例
3. 5 推進・進行管理における参加・連携等のあり方

■第4部：生物多様性地域戦略の内容検討及び推進・進行管理の手法

4. 1 現状と課題の整理
4. 2 生物多様性地域戦略の対象区域、目標等の設定
4. 3 施策の立案・体系化
4. 4 推進体制の検討
4. 5 進行管理の仕組みの検討

■参考資料：関係法令、生物多様性地域戦略等の事例等

1. 生物の分布や保護地域、土地利用等に関する既存の国等のデータ
2. 国家戦略の施策の体系
3. 生物多様性に関する法律の概要
4. 生物多様性地域戦略等の事例

4. 今後の予定

今後、地方公共団体への意見照会、パブリックコメントによる国民からの意見募集を行った上で、取りまとめを行う予定。